

報道関係者 各位

令和 8 年 10 月 13 日

【照会先】宮崎労働局労働基準部賃金室

室 長 吉田 恭

室長補佐 木村 剛

(電話番号) 0985 (38) 8836

宮崎県改定最低賃金額の発効日前日に周知・広報を実施

～ J R 宮崎駅西口広場で労働局長自らがリーフレットを配布～

宮崎労働局（局長 吉越 正幸）は、10 月 24 日（土）から宮崎県最低賃金が時間額 1,085 円（引上げ額 62 円）に改定されることに伴い、県民に幅広く周知を図るため、発効日前日（10 月 23 日）に下記の取組を実施いたします。

記

- 1 日 時 令和 8 年 10 月 23 日（金）午前 7 時 30 分～
- 2 場 所 J R 宮崎駅西口広場
- 3 詳 細 宮崎県最低賃金改定額を記載したリーフレットを宮崎駅利用者と通行人に配布いたします（配布場所は別添「案内図」参照）。
- 4 取材申込 ①報道機関名、②担当者職氏名、③担当者の連絡先（急遽中止になった場合等に連絡いたします）を記載の上、**10 月 22 日（木）17 時まで**に宮崎労働局賃金室（chinginshitsu-miyazakikyoku@mhlw.go.jp）あてメールにてご連絡ください。
- 5 留意事項 (1)駐車場の確保はできませんので、おそれいりますが各自で確保願います。
(2)リーフレット配布時間については午前 7 時 30 分頃から 1 時間程度を予定していますが、配布予定枚数に達した場合等は早めに終了することがあります。



配布場所 (JR 宮崎駅西口日向夏ポスト前付近)